

美濃加茂市監査委員告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和6年6月支払分の随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年7月25日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 坂 井 文 好

随時監査の結果報告について

- 1 監査年月日 令和6年7月25日
- 2 監査事項 歳出に関する財務執行状況
- 3 監査結果 監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記事案については、是正、改善等を要すると認められた。

記

課 名	区分	内 容
議会事務局	指導	委員会行政視察における旅費の支給が、日当及び宿泊費については、個人に支払われ、交通費については当該支出となっている。旅費規程においてこの支出方法を解釈する規定はないため、規定に沿った支出をすること。
秘書広報課	指導	出張旅費が、3ヶ月分まとめて前渡金により支給されているが、前渡金で支出する理由が乏しいため、必要に応じた支出方法とすること。

